

平成 28 年 1 月 25 日

大津市庁舎本館および別館の建物についての見解

一般社団法人 日本建築学会
近代建築部会主



1) 建築の概要

滋賀県大津市御陵町 3-1 に位置する大津市庁舎本館は 1967 年に竣工したものである。鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上 5 階・地下 1 階建て。竣工当時の延床面積 14,344 m²であった。設計者は建築家・佐藤武夫が主宰した佐藤武夫建築設計事務所（現・佐藤総合計画）である。施工は清水建設が担当した。また別館は、1971 年に竣工した。鉄筋コンクリート造、地上 3 階・地下 1 階、延床面積 6,250 m²（現状）である。設計者は本館と同じく佐藤武夫である。

石田潤一郎氏の研究によると、当初、琵琶湖を埋め立てて庁舎を設計する「水上庁舎構想」があり、特命で佐藤が設計することになっていたが、実現せず、1965 年に現在の位置での建設が決定した。佐藤は全国で数多くの庁舎建築の設計を手掛けており、1959 年度には旭川市庁舎で日本建築学会賞を受賞している。こうした佐藤の実績から、大津市庁舎の設計が特命で依頼されたと見られる。

1989 年には本館と別館の間に新館、そして 1993 年には別館の北側に第二別館が建設されるなど、市庁舎全体では増床が行われた。しかし本館および別館は、ともに内装を中心に部分的な増築や改修は認められるものの、全体としては極めて保存状態がよく、竣工当時のままの姿をよく保っている。長きにわたって市民に親しまれ、使われ続けている。

2) 建築史学上の価値

2-1) デザイン的価値

大津市庁舎本館のデザインは、まず建物の構成に特徴がある。建物は 1 階が地盤面より階段を上った少し高い位置に設定され、「市民デッキ」と称される半屋外の空間を内包して基壇をなし、その上にオフィス空間を備えた建物の壁面、最上階には建物全体を大きく張り出して屋根面が覆っており、ヨーロッパの古典主義建築の特徴である三層構成をなしている。それによって建物をシンボリックに仕立てられ、格調高いものとなっている。

そして最上階の大きな屋根面と基壇との間に挟まれたオフィス空間は、建物が大きく 3 つに分けられた分棟型になっている。西側に南北に細長い建物を配し、幅約 5m の南北に縦長の吹き抜け空間を置いて、北東側に市議会議場を収めた建物を配し、再び幅約 7m の吹き抜け空間を置いて、南東側に小さな建物を配している。建物同士の間の吹き抜け空間は、

最上階で屋根に覆われているものの、半屋外空間となっている。建物の中の随所に半屋外の空間を隙間として 3 つの建物が分けて配置されている。しかもこれらの建物は、通常のラーメン構造とは異なり、梁を柱から内側にずらして連結されている。

一方別館は、消防署や大会議室を備えた建物であるが、建物 1 階の中央に大きな吹き抜けを持つ玄関ホールを備えている。市民のための空間として設計されたと見られるが、これはヨーロッパの庁舎建築に共通する特徴である。歴史的なデザインを意識した格調高いデザインでまとめられている。

また、大津市庁舎本館および別館に共通する特徴として、和風建築を連想させることが挙げられる。独立した円柱と梁によって構成された建物は、木造の伝統的な建築を鉄筋コンクリートに置き換えたものである。また本館 3 階に設けられた議場では、ラワン材を多用してデザインした町家の格子を連想させる壁面や和風の格天井を連想させる天井面が美しい。日本では 1950 年代後半から 60 年代を通じて、こうした日本の伝統的な木造建築を鉄筋コンクリートで表現する試みがなされるが、こうした時代の建築デザインのテーマを反映したものと言える。

しかし大津市庁舎本館の場合は、単に木造を鉄筋コンクリート造で置き換えただけではない特徴を持つ。前述したように、最上階の大きな屋根面の下に 3 つの建物が分棟されて配置されていることで、半屋外の隙間ができているが、そこには格子状の屋根面のトップライトを通じて光が降り注いでおり、寺院の仏殿のような雰囲気を生み出している。このような形での鉄筋コンクリート造による和風の表現は、他の庁舎建築には見られない。その点において、大津市庁舎のデザインは画期的なものと言える。

また、本館建設から 4 年後には消防部門を収めた別館が建設されたが、当時、別館と本館は直接的に接続されず、間に大きな駐車場を配置し、2 つの棟が切り離された。これは、琵琶湖畔から背後の弘文天皇陵を見通すためであるという。こうした形で、建物の配置計画においても歴史的な環境を考慮したものになっている点も大きな特徴となっている。

2-2) 佐藤武夫の作品としての価値

大津市庁舎は、建築家・佐藤武夫が設計を手掛けたものであるが、佐藤の作品としての大きな特徴を持つ。

佐藤武夫は 1899 年愛知県生まれ。1924 年に早稲田大学を卒業後、早稲田大学の助教授に就任した。その後建築音響学の研究で工学博士号を取得し、1938 年教授に就任。戦後は設計事務所を構え、1951 年に大学を辞して建築設計業に専念した。1957 年から 1959 年まで日本建築学会会長を務め、1960 年には旭川市庁舎の設計で日本建築学会賞作品賞を受賞した。1963 年には黄綬褒章を受章、1967 年日本芸術院賞受賞、1969 年に勲三等瑞宝章を受章、1972 年にはアメリカ建築家協会 (AIA) 名誉会員となるなど、数々の受賞や受章がある。1972 年に死去した。

佐藤の代表作として、早稲田大学大隈講堂(1926年/共同設計:佐藤功一/重要文化財)、旭川市総合庁舎(1958年)、新潟市庁舎(1958年)、長野市民会館(1961年)、福岡県立美術館(1964年)、新潟県民会館(1967年)、東京都中央区庁舎(1969年)、北海道開拓記念館(1970年)、岩手県民会館(1973年)などがある。佐藤が設計を手掛けた建築作品には、著名な地方自治体の庁舎建築や公共建築が数多く見られることに特徴がある。

我が国では、1950年代から60年代にかけて、地方自治体の庁舎建築が続き、戦後民主主義の体制を反映した新しい庁舎建築のあり方が、建築界の大きな課題となっていた。そんな中で、清水市庁舎(1954年/丹下健三設計)、東京都庁舎(1957年/同)、岡山県庁舎(1957年/前川國男設計)、羽島市庁舎(1959年/坂倉準三設計)など、数多くの優れた庁舎建築が生まれた。

佐藤の設計による庁舎建築は、大津市庁舎を含めて、こうした時代の最中に建設されたものが多い。そのデザインは、明快なモダニズムの構成やデザインによるものであるが、塔や塔状の建物による記念性が強い表現となっていること、さらにその建物が煉瓦タイルを用いた素朴でややロマンチックな表現となっていることに特徴がある。

中でも大津市庁舎については、琵琶湖に面して明快な建物のヴォリュームを象徴的に配置し、その脇には時計が設置された大きな塔が建つなど、佐藤の他の庁舎建築に通じる特徴を備えている。しかし、前述した最上階の大きなフラットな屋根面の中に小さなヴォリュームが隙間を持って配されるという構成や和風の寺院建築を連想させるデザインは、他の佐藤の庁舎建築にも見られない大津市庁舎独自のものである。

大津市庁舎は佐藤が設計した庁舎建築に共通する特徴と、数ある佐藤の庁舎建築においても独自の特徴を併せ持つ。極めて重要かつ貴重な庁舎建築であると言えるだろう。

3) 期待される活用

前述のように、大津市庁舎は、戦後の民主主義の理念や時代性、さらに設計者の独自性を反映した、すぐれたデザインによる歴史的文化的価値を有する建築だと言える。このような優れた建物が失われるようなことがあつては、我国の建築文化にとっても大きな損失である。

当該建物のような鉄骨鉄筋コンクリート造の建物は、修復や改修、補強などを行いながら活用し使い続けるのが、近年の世界的な潮流となっている。世界遺産の登録などを行うユネスコ(UNESCO)の諮問機関であるイコモス(ICOMOS)は、2011年6月に「マドリッド・ドキュメント」を採択したが、その中で、鉄筋コンクリート造の建築を中心とした20世紀の歴史的・文化的建築について、「リビング・ヘリテージ」という概念を提示し、積極的に活用し使い続けていくことによる建物の保存を提言している。建物の保存活用は世界的な潮流になりつつある。

地方自治体の庁舎建築についても、近年、1950年代から60年代にかけて建設された建

物に耐震や免震による改修を行い、保存活用する事例が増えている。例えば横浜市庁舎は、村野藤吾の設計により 1959 年に竣工したもので、大津市庁舎同様に歴史的デザインの価値が高いが、近年耐震補強工事が行われ、現在も庁舎として保存活用されている。また山形県の寒河江市庁舎は、黒川紀章の設計により 1967 年に竣工したものであるが、近年、いわゆる免震レトロフィットにより改修が行われ、現在も庁舎として保存活用されている。その他、高知県庁舎（1967 年／岸田日出刀設計）についても耐震改修が行われている。改修設計を担当したのは、大津市庁舎を設計した佐藤武夫の建築設計事務所の後身となる佐藤総合計画である。このように各地で、戦後の優れた庁舎建築についての保存活用の成功例が増えている。現在進行中の耐震や免震による改修計画を含めば、一つの潮流となりつつあるとさえ言えるだろう。

大津市庁舎本館および別館は、竣工当時の機能を大きく損なうことなく、現在に至るまで使い続けられ、高い歴史的文化的価値を維持している。耐震性能などに問題があると仄聞しているが、今後は機能性や耐震性を改善しつつ、建物の価値を保存・維持し、活用されることが望ましい。よって多角的なご検討と配慮により、当該建物の保存と活用が計られるよう切望するものである。